

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

II 賃金政策

2 産業別最低賃金についての建議

八二年一月一四日に中央最低賃金審議会がおこなった答申「新しい産業別最低賃金運用方針について」は従来のでくりの産業別最低賃金を小くりのものに改めるにさいしての運用方針を明らかにしたものであったが、この答申の最後に「この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況をみて昭和六〇年度に再検討をおこなうものとする」という了解事項が記されていた。中賃は、この問題を全員協議会において検討していたが、当面の問題としては、八五年度における産業別最低賃金の改定をどうするかということ議論することになった。そこで公益委員は、六月一七日の第四回全員協議会に、今後の議論をおこなう基礎として、現段階における「いわゆる六〇年度問題に関する基本的な考え方(試案)」を提示した。

つづいて七月一二日の第五回全員協議会においては、試案に示された方向の下にとりまとめた「昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針(案)」を提示して協議をおこなった結果、七月二六日の第六回全員協議会において「取扱方針」を決定し、これを労働大臣あての建議書として提出した。「試案」および「建議」はつぎのとおりである。

【いわゆる六〇年度問題に関する基本的な考え方(試案)】

一 今後の産業別最低賃金については、あくまで五六年答申の考え方を堅持し、最低賃金法(以下「法」という。)第一条の規定に基づくもののほか、法第一六条の四の規定の手続により最低賃金審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて、新しい産業別最低賃金として設定する。

二 このため、現行産業別最低賃金については、速やかに整理するものとするが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるため、また業種によっては新しい産業別最低賃金への転換の準備期間を考慮して、次のような方針により、その整理を図ることとする。

(1) 一定期間を定め、この期間中に、地域別最低賃金の適用の方が適当と認められる「年齢」、「業務」、「業種」については、中央最低賃金審議会の示す指針に基づいて、計画的、段階的に適用除外を行う。このような適用除外を行ったものについては、この期間中においても、産業別最低賃金の改定を行うものとする。

(2) 上記(1)に示した適用除外が行われ、かつ、地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新しい産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力するものとする。なお必要に応じ、五七年答申による新しい産業別最低賃金の運用方針についての見直しを行う。

(3) 上記(1)に定める一定期間の経過後においては、現行産業別最低賃金の金額を凍結するものとする。

三 六〇年度における産業別最低賃金の改定に際しては、五六年答申に示された現行産業別最低賃金の改善の方針に積極的に取り組むものとする。

【中央最低賃金審議会建議・昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱いについて】

本審議会は、昭和五六年七月に行った答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」に基づき、産業別最低賃金の今後のあり方に関し、検討を進めているところであるが、地方最低賃金審議会における本年度の産業別最低賃金の改定審議を円滑に行うために、本審議会としてその改定に関する取扱方針を示すことが必要であると考え、今般、別紙のとおり取りまとめたので建議する。ついては、その趣旨を地方最低賃金審議会に対して十分に徹底されるなど格段の配慮を要望する。

【昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針】

昭和五六年七月の本審議会答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」において、現行産業別最低賃金については、「地域別最低賃金の対象とすることを適当と認めた業種及び業務」、「一八歳未満及び六五歳以上の者」について当該産業別最低賃金は適用除外することができる旨の改善方針が示されている。現在、その改善の実績等を勘案しつつ、現行大くり産業別最低賃金の廃止の時期及び方法等に関する検討を進めているところである。その経過的段階として、本年度においても、産業別最低賃金の改定を行うものとするが、上記の「年齢」に関する適用除外については、積極的にその実現を図るべきである。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
